の職員、損害評価員及び組合等の職員）」を加え、「、組合等は、必要があると認めるときは、損害評価員をも当該抜取調査に従事させることができる。なお」を削り、「離島を」を「ものを」に、「できるものとする」を「できる」に改め、同項を第一第十項とし、第一第七項中「第二項の調査」を「第二項の規定による調査」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定組合以外の組合等が第一項の規定による調査（収穫共済にあつては収穫前（事故除外方式による収穫共済にあつては、当該共済事故の発生の都度及び収穫前）、樹体共済にあつては樹体共済の共済責任期間の終了前における実測の方法により行うものに限る。）を行つた場合は、この限りでない。

第一第七項を第一第九項とし、第一第六項に次のただし書を加える。

ただし、前項ただし書の規定により損害評価員を置かない場合は、この限りでない。

第一第六項を第一第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第六項の場合において、組合等は、第三項の規定による調査を行うときは、損害評価会の委員又は組合等の職員に当該調査を行わせるものとする。

第一第五項中「、第二項又は第三項の」を「から第三項までの規定による」に、「に従事させる」を「を行わせる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、組合等が同項の規定による調査を行う場合において、出荷資料につき、農業協同組合等から提供を受けて調査を行うときは、この限りでない。

第一第五項を第一第六項とし、第一第四項中「の調査」を「の規定による調査」に、「その区域（」を「当該組合等の区域（」に改め、「実施区域」の下に「。以下同じ。」を加え、同項を第一第五項とし、第一第三項の次に次の一項を加える。

4　組合等は、前項の規定による調査において必要があると認めるときは、当該組合員等に係る樹園地の全てを見回つて共済事故発生の確認をするものとする。

第二第一項中「通知」を「規定による通知」に改め、「（法第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業の実施区域）」を削り、「抜取調査の方法に準じて行う」を「悉皆調査を行つた組合員等又は樹園地の一部につき、当該悉皆調査の結果を検定するための」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改め、同項後段を削り、第二第二項中「前項の規定にかかわらず」を「組合等が第一第五項ただし書の規定により損害評価地区を定めないで第一第一項の規定による調査（収穫共済にあつては収穫前（事故除外方式による収穫共済にあつては、当該共済事故の発生の都度及び収穫前）、樹体共済にあつては樹体共済の共済責任期間の終了前における実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において」に、「第一第一項」を「同項」に、「又は当該組合等の組合員等で同第三項の通知に係るものの数が少ない場合には、当該樹園地又は当該組合員等のすべてにつき組合等と合同で行う調査をもつて、」を「であつて、連合会が当該調査に参加するときは、前項の規定にかかわらず、当該調査をもつて」に改め、第二第十二項中「第七項、第八項ただし書、第九項又は第十項ただし書」を「第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項又は第十三項ただし書」に改め、同項を第二第十五項とし、第二第十一項中「すべて」を「全て」に、「第八項本文」を「第十一項本文」に改め、同項を第二第十四項とし、第二第十項本文中「第十一項」を「次項」に、「第六項」を「第九項」に改め、同項ただし書中「第六項」を「同項」に改め、同項を第二第十三項とし、第二第九項中「第六項」を「第九項」に改め、同項を第二第十二項とし、第二第八項本文中「第十一項」を「第十四項」に、「第六項」を「第九項」に改め、同項ただし書中「第六項」を「同項」に改め、同項を第二第十一項とし、第二第七項を第二第十項とし、第二第六項中「又は第二項の組合等と合同で行う」を「、第二項又は第三項に規定する」に、「組合員等」を「組合等」に改め、同項を第二第九項とし、第二第五項中「委員をも」を「委員（連合会が出荷資料の確認の方法により連合会抜取調査（農業協同組合等から出荷資料の提供を受けて当該方法により行うものに限る。）を行う場合にあつては、損害評価員）にも」に、「に従事させる」を「を行わせる」に改め、同項を第二第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　連合会は、第二項又は第三項に規定する調査に参加するときは、損害評価員又は連合会の職員に当該調査を行わせるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、損害評価会の委員にも行わせることができる。

第二第四項中「職員」の下に「（連合会が出荷資料の確認の方法により連合会抜取調査（農業協同組合等から出荷資料の提供を受けて当該方法により行うものに限る。）を行う場合にあつては、損害評価会の委員又は連合会の職員）」を加え、同項を第二第六項とし、第二第三項中「第一項の」を削り、「は握する」を「把握する」に改め、同項を第二第五項とし、第二第二項の次に次の二項を加える。

3　連合会は、組合等が第一第三項の規定による調査（農業協同組合等から出荷資料の提供を受けて行うものを除く。）を行う場合において、当該組合等の組合員等で同項の通知をしたものの数が少ない場合であつて、連合会が当該調査に参加するときは、第一項の規定にかかわらず、当該調査をもつて連合会抜取調査に代えることができる。

4　連合会は、第一第六項ただし書に規定する第一第三項の規定による調査を行つたとき、又は組合等の区域に離島が含まれる場合において当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行つたときは、第一項の規定にかかわらず、連合会抜取調査を省略することができる。

第三第一項中「北海道統計・情報事務所統計・情報センター、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」を「地方農政事務所統計・情報センター、地方農政事務所統計部、北海道農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、第三第二項中「前項に規定する機関その他国の関係機関」を「地方農政局統計・情報センター、地方農政局統計部、地方農政事務所統計・情報センター、地方農政事務所統計部、北海道農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部」に改める。

附　則

この告示による改正後の果樹共済損害認定準則の規定は、平成二十三年産の果樹に係る果樹共済の共済関係から適用するものとし、平成二十二年以前の年産の果樹に係る果樹共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百九十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十八条の二（同法第百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、畑作物共済損害認定準則（昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一第一項中「通知を」を「規定による通知を」に、「すべて」を「全て」に改め、第一第二項及び第三項中「に係る組合員等」を「をした組合員等」に改め、「（以下「悉皆調査」という。）」を削り、「法第百二十条の十四第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済にあつては」を「同号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済にあつては」に、「すべて」を「全て」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に、「悉皆調査に」を「第一項又は第三項の規定による調査に」に、「には」を「においてに改め、第一第五項及び第六項中「通知を受けた」を「規定による通知を受けた」に、「すべて」を「全て」に改め、第一第七項中「通知を受けた」を「規定による通知を受けた」に、「すべて」を「全て」に改め、「資料」の下に「（以下「出荷資料」という。）」を加え、第一第十七項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を第一第十九項とし、第一第十六項中「第十四項」を「第十六項」に、「を認定する」を「の認定を行うものとする」に改め、同項を第一第十八項とし、第一第十五項中「第二第六項から第八項までの」を「第二第九項から第十一項までの規定による」に改め、同項を第一第十七項とし、第一第十四項中「第一項から第七項までの調査」を「悉皆調査」に改め、「種類等ごと（」を「種類等（」に、「ごと）及び」を「）及び」に、「ごと)(」を「）ごと（」に改め、同項を第一第十六項とし、第一第十三項中「に悉皆調査」を「に第一項、第三項又は第六項の規定による調査」に、「なお」を「ただし」に、「の悉皆調査」を「における当該調査」に、「できるものとする」を「できる」に改め、一項を加える。